

○宮崎大学医学部附属病院 I V Rセンター運営委員会規程

平成30年9月19日
制 定

改正 令和5年10月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院 I V Rセンター規程第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院 I V Rセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、I V Rセンターの運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) I V Rセンター長
- (2) I V Rセンター副センター長
- (3) I V Rセンターを利用する各診療科教員 各1人
- (4) 放射線部の診療放射線技師 1人
- (5) ME機器センターの臨床工学技士 1人
- (6) 副看護部長 1人
- (7) 医事課長
- (8) その他委員長が必要と認める者

2 前項第3号から第6号及び第8号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、I V Rセンター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月18日から施行する。